

野焼きは法律で禁止されています！

野焼きについて

屋外でごみ等を燃やすことを「野焼き」と言います。

野焼きは、一部の例外を除き「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により禁止されています。

法律に違反して野焼きを行った場合、罰則として5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金またはその両方が科せられる場合があります。

野焼き禁止の例外

○風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却

○農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却

○たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの

農業用のビニールやプラスチックなどは、法律で禁止されているため、野外での焼却はできません。

また、家庭ごみを田畑で焼却することは「農業を営むためにやむを得ない焼却」とは認められません。

例外的に焼却をする場合の注意点

○消火器や水バケツ等の準備をして、完全に消火するまで、その場を離れず、常に監視してください。

○周辺に燃えやすい物品を置かないでください。

○風が強い日や空気が乾燥している日には行わないでください。

○煙の量や臭いが近所の迷惑とならないように努めてください。

※例外行為にあたる場合でも、火災の危険性や、周辺住民にぜんそく等の呼吸器系疾病の方がいる可能性など、いろいろな状況が想定されますので、できるだけ控えてください。

やむを得ず焼却する場合は、時間帯や場所、風向きを考慮し、周辺環境に配慮してください。

周辺住民から苦情が生じた際は、指導等の対象となる場合があります。

例外的に焼却をする場合は消防署へ届出をすること！

○消防署へは「火災とまぎらわしい煙又は火災を発するおそれのある行為（たき火を含む。）」に該当するため届出が必要となります。

※消防署が届出を受理することにより、焼却行為を許可するものではありません。